

令和2年度第1回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和2年10月7日（水）13時30分から15時20分まで
開催場所	河南町役場庁舎2階庁議室
出席者	委員3名 町長、総務部長、総合政策部長、教・育部長、危機管理室長、教育課長 契約検査室長、契約検査室職員2名
議事概要	<p>令和2年度第1回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。 【対象期間：令和2年1月1日から令和2年7月31日まで】</p> <p>1. 指名停止措置の運用状況について 今回の対象期間内で4件の指名停止措置について事務局から報告がありました。 〈主な質問及び意見〉 ・ 特に意見はありませんでした。</p> <p>2. 談合情報等の処理状況について 対象期間内での談合情報はありませんでした。</p> <p>3. 入札・契約状況及び抽出事案について 今回該当期間内に、本町が入札または随意契約を締結した130万円を超える工事、50万円を超える委託及び80万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件107件の中から任意抽出された次の3件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について、契約検査室及び担当部局より説明し審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案 ① 令和2年度 河南町防災行政無線（同報系）通信設備整備工事（不調） ② 河南町国土強靱化地域計画策定業務委託（契約金額：3,168,000円） ③ 通学バス（近つ飛鳥小学校）運行業務（単価契約・総額：28,135,140円）</p> <p>(2) 主な質問及び意見 ① の抽出事案について 【抽出理由】 一般競争入札案件中、予定価格が最も高い案件であるが、入札が不調となったことから入札の経緯及び設計仕様の内容について説明を受けたいことから抽出された。</p>

〈主な質問及び意見〉

・入札参加対象業者数は？

(回答) 電気通信を希望している登録業者 76 者のうち、Aランクの 32 者を対象に一般競争入札を行っています。

・1 者の応札があったが、無効になった理由は？

(回答) 入札公告で施工実績を工期の末日が平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの工事で完成引渡ししたものとしておりますが、応札してきた業者の施工実績が現在施工中の実績でしたので、まだ完成引渡しさがされていないということで無効としました。

・再度入札をしたときにも、この条件がつけばこの応札した業者は参加できないということになるのか？

(回答) 記載した施工実績しかなければ、参加できないということになります。

・1 者しか入札してこなかった理由をどのように考えているのか？

(回答) 本案件につきましては、機器の構成・性能・仕様等についての質問・承認質問が 8 者から計 239 問あり、そのほとんどが仕様変更を求める質問でありましたが、仕様の通りとして変更を認めないかたちになったのが 1 つの要因として考えられます。

・業者からの仕様変更・承認質問を認めなかった理由は？

(回答) 機器の機能についての削除又は代替案での承認依頼が主でしたが、防災行政無線をアナログ機器からデジタル機器に入れ替えるにあたり、既設のメーカーのものから新たなメーカーに変更した時、仕様の違いから不具合が生じることが危惧されるため仕様の変更を認めませんでした。

・アナログからデジタルに切り替えはどのように行うのか？

(回答) まず、親局のデジタル機器の設置整備を行い、拡声子局の整備を順次進めていきます。従いまして、電波状況を確認しながら仮運用をし、順次切り替え、整備が完了した時点で本運用となる形で整備していく予定です。

・子局の支柱を新設するため、すべての子局を整備後に一括してアナログからデジタルに切り替えれば併用期間は必要ないのでは？

(回答) 子局設置場所の一部で建柱スペースがない用地もあり、既設支柱を撤去したその場所に、新支柱を建柱し、デジタル波設備を設置することから、切り替えに伴う併用期間が必要となります。

・デジタル・アナログの区別なく一括で操作する必要性は？

併用期間中、緊急通報時に時間差が発生しないようにとの考えです。

・既設メーカーの仕様によることが、応札しない大きな理由となるならば、今後もその方針で行くのか？

(回答) 仕様以外にも、技術者が不足していること等も考えられますが、既設メーカー以外にも参加できるように、現在仕様を見直しています。

・この見直しをすると応札者は増えると想定されるのか？

(回答) はい。

・仕様書のアナログ・デジタルの区別なく連携装置を用いて操作を一括管理できることという部分も見直すのか？

(回答) はい。

・併用期間はどの程度か？

(回答) 親機の製作に4か月から6か月、親局が完成してから子局の支柱を建てるのに1か月から2か月と想定しており、最後の2か月半程度を併用期間と考えています。また、工期の短縮ということで親局の整備中にも子局の整備もできるのではないかと検討中です。

・併用期間があるにせよ発注の趣旨からするとアナログとの連携を重視して当初の仕様の変更を認めなかったことについては今後の課題である。

・入札の基本として、発注課が明らかに機器を指定している発注は、競争性の観点から好ましくない。様々な状況を判断し、切り替え等を考慮し従来の機器を基本に仕様を考えた結果、明らかにある特定のメーカーを意味している仕様条件になっている場合は、意図がなかったとしても応札者からみればこれは特定の機器を個別に指定しているのではないか、これは入札の方法としてどうか、不公平ではないかと思わせてしまう。仮に意図がなかったとしても発注側は気を付けて発注しないといけない。

・本案件は不調となっているため、仕様書等見直しのうえ再度の入札の結果、応札者数などについて、次回の入札監視委員会の抽出事案に選ばれなかったとしても、報告すること。

② の抽出事案について

【抽出理由】

指名競争入札で指名業者15者のうち14者が辞退しており、また、高落札率(99.0%)となったことから設計仕様の内容と指名業者の選考方法について説明を受けたいことから抽出をされた。

〈主な質問及び意見〉

- ・ 14 者の辞退理由は？

(回答) 技術員の配置と体制が確保できないということで 7 者、情報セキュリティマネジメントシステム (I SMS) 認証を取得していないものが 4 者、資格要件・仕様書の仕様を満たさないものが 2 者、予定価格内での応札ができないというものが 1 者の合計 14 者の辞退理由です。

- ・ 概要説明によると今年の 3 月に大阪府の計画ができてこれに伴って策定するのか？

(回答) 大阪府の計画は平成 24 年ごろに策定されており改定が今年の 3 月にありましたが、本町の地域計画として策定する理由は、本計画に事業を位置付けておくと国からの補助金制度の利用と位置付けてない場合財源を確保できなくなる可能性があるからです。

- ・ 国の予算の関係で全国の市町村がこの計画を策定している？

(回答) ほぼ今年度か来年度には、策定されると思われます。

- ・ 辞退理由で技術者や体制が整わないものが 7 者あったのは、どこの市町村も一斉に策定する影響か？

(回答) 辞退届に記載されていた内容であり、直接確認はしていないため詳しくは分かりません。

- ・ 指名した業者はこの計画を策定する能力はあったのか？

(回答) 防災関係計画策定を希望し、地域防災計画等を策定している実績のある者を選定しておりますので、策定する能力はあります。

- ・ 発注時期について、他の市町村でも策定するとなると発注が遅くなると応札者が減少するのでは？

(回答) 同じような内容の発注が重なると、手持業務が増えるため応札者が減少する傾向にあります。

- ・ 委託せずに職員で策定はできないのか？

(回答) 道路や施設の資料等は職員で収集しますが、既弱性部分についての対応について精査するにあたり基準点など職員では難しいため委託します。

- ・ 仕様書により守秘義務を負う必要があるのに、情報セキュリティマネジメントシステム (I SMS) の認証を求める理由は？認証がないため辞退した業者もあるが？

(回答) 守秘義務の水準について検討した結果、リスク対応の仕組みや保有している情報資産を守るために適用する管理体制等を考慮した国際基準である

情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）が必要であると判断し、採用しました。

- ・国土強靱化地域計画を策定できる業者を指名しているにも関わらず、情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証がないため辞退している業者があるということは、認証がなくても策定できるのではないか。

過度の条件を付すことにより競争性を損なうようなことになっていないか。資格要件に情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証を課すこと自体が必ずしも問題ということではないが、応札者を減らした要因となるならば、どこまでの条件が妥当なのか検討する必要があるのではないか。入札は多くの参加者があってこそその入札のため、最初から過剰に制限することによって入札そのものの意義を損なわせるものになってはいけな
いと考えます。

③ の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約案件中、契約金額が高い案件であるが、随意契約（2号）とした理由及び業者選定理由について説明を受けたいことから抽出をされた。

〈主な質問及び意見〉

- ・今後も1年間の更新となるのか？

（回答）今年度は契約方法等について検討することを踏まえ1年契約としますが、次回は3年契約で検討しています。

- ・かなん桜小学校、中村こども園でもスクールバスは運行していると思うが契約方法が違うのはなぜか？

（回答）かなん桜小学校は3校の小学校を統合しているため校区が広く柔軟な運行が必要なためスクールバスをリースで調達し、運行管理を別で委託しています。また、一部の中学生も利用するため、本案件と同様に単価契約を行うとキロ製運賃・時間制運賃が高額となります。

中村こども園についても運行範囲が町内全域となるため同様の理由と、園バスは所有している業者が少ないためリースで調達しています。

- ・近つ飛鳥小学校のバスについては、業者はバスを利用していない時間帯は他で利用は可能か？

（回答）はい、突発に対応できる体制が整っていれば、可能です。

- ・中村こども園、かなん桜小学校と同様の契約内容での検討はしたのか？

（回答）はい。設計金額で比較しますとかなん桜小学校と同様のかたちで契約する方が低価格となりますが、実績ベースで比較しますとほぼ同額となりま

す。

また、バスの駐車場の確保ができないこと、運行管理以外のバスの管理を職員が行なわなければならないことを考慮した結果この契約方法を採用しています。

(3) 審議の結果

抽出審議した3件の案件のうち不調となった1件については、再度の入札の経緯を見ていくこととし、残りの2件については概ね適正な手続で行われたと認められる。

4. その他

(1) 建築関係建設コンサルタント業務の発注方法について

〈主な質問及び意見〉

- ・ 例外的に指名競争入札を行う基準を設けているのか？基準がないと担当者等により恣意的に運用される恐れがあると思うが。

(回答) 集会所の防水工事等の小規模な設計業務は従来どおり一般競争入札で行い、その後の工事規模や施工内容によって指名競争入札で実施するような想定で考えています。

- ・ 指名を行う場合の選考基準は？

(回答) 業者の経営規模、希望順位、地域要件、実績等を考えています。

- ・ 資料を見ると予定価格が高い案件ほど応札者が多く、予定価格が低い案件ほど応札者が少ない。予定価格が低い案件を指名競争入札でしないと意味がないのでは？

(回答) 委員のご指摘どおり予定価格が高い案件は応札者が多い傾向がありますが、落札金額は低価格となり粗雑な成果品が見受けられます。

粗雑な成果品の排除、予定価格が低い案件についても応札者が少ないため建築に係る設計業務について、ほぼすべての案件を指名競争入札で実施したい。

- ・ 原則は全て指名競争入札で実施するのか？

(回答) 建築はほぼ全て実施したいと考えています。試行で10件程度実施して結果をみて、効果があれば原則建築に係る設計業務は指名競争入札で実施したいと考えています。効果がなければ、原則の一般競争入札に戻さないといけないかもしれませんが、現状課題が出てきていますので指名競争入札で実施したいと考えています。

・指名競争入札で実施するにあたり業者との癒着に気をつけなければならないので、指名業者の選定基準については入札参加業者資格審査会では慎重に審議する必要があると考えます。

・本実施に伴い期待どおりの結果が得られるかわからないが、現状課題があるのであれば、改善策を実施する意義はあると思います。

(2) 令和2年度第2回河南町入札監視委員会の日程について

次回 令和2年度第2回河南町入札監視委員会開催日時

・令和3年2月19日(金)午後1時30分から

5. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500 (内線 360・361)